

幼保連携型認定こども園設置運営事業者募集要項

【市立東光幼稚園地】

令和4年（2022年）6月

岸和田市子ども家庭応援部こども園推進課

# 令和4年度 幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集について 【市立東光幼稚園地】

岸和田市・岸和田市教育委員会では、岸和田市立幼稚園及び保育所再編方針、再編個別計画に基づき、子ども・保護者にとってより良い教育・保育環境の充実を図るため、市有地を活用し、令和6年4月1日開園の幼保連携型認定こども園の設置運営事業者（以下「事業者」という。）を募集する。

なお事業用地については、選定された事業者に対し、岸和田市から随意契約により有償譲渡（土地売買・建物譲渡契約）するものとする。

## 1 募集の概要

### （1）事業類型

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設置及び運営

### （2）開園年月日

令和6年4月1日

### （3）定員・規模

70人以上の認定こども園を1園整備する。

- ① 1号、2号及び3号認定の利用定員を設定することとし、その構成については、待機児童の状況等を踏まえ、事業者が提案すること。ただし、2号及び3号認定の利用定員は全体の8割を目安とすること。
- ② 利用定員については、1号、2号及び3号それぞれが持ち上がり可能となるように設定すること（0歳児≤1歳児≤2歳児≤3歳児≤4歳児≤5歳児）。
- ③ 最終の定員設定については、事業者選定後に本市と協議の上、決定すること。

### （4）開園時間

- ① 保育標準時間：午前7時から午後6時までの11時間とすること。
- ② 保育短時間：保育標準時間のうち8時間で設定すること。
- ③ 教育時間：4時間を標準として園則等で定める教育課程に係る時間とすること。

### （5）閉園可能日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

(6) 開設場所（位置図・概要図）



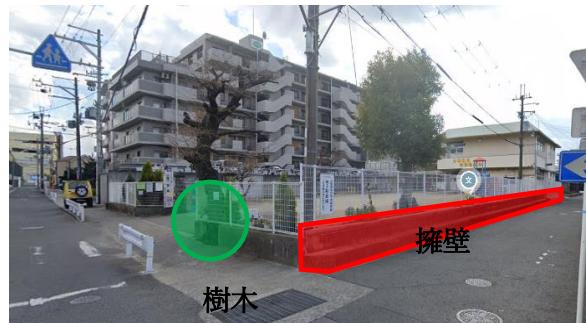
(7) 事業用地の物件明細

項目	事業用地
敷地面積	1,075.10 m <sup>2</sup>
地番	岸和田市作才町一丁目 2361 番
売買価格	100,051,743 円
土地の現状 (下記配置図)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業用地内には、市立東光幼稚園（令和5年3月31日閉園予定）が立地している。</li> <li>園庭には屋外遊具、日除け屋根、物置、関西電力柱2本、樹木（以下「附属物」という。）がある。</li> </ul>
建物の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立東光幼稚園（鉄筋コンクリート造・地上2階建て）</li> <li>建物登記なし</li> <li>昭和46年4月供用開始 延床面積：526.00 m<sup>2</sup></li> <li>建物は無償譲渡（予定）</li> </ul>
都市計画区域	市街化区域
用途地域	第二種住居地域
建ぺい率/容積率	60% / 200%
高度地区	高度地区第3種
その他	埋蔵文化財包蔵地外
周辺の状況等	<p>市道岸和田泉光寺線（一方通行）：幅員4.0～4.3m            市道野田町3号線：幅員4.8～5.5m            周囲：住宅（一戸建て、マンション）、市立中央体育馆、府立和泉高校等            南海本線岸和田駅から徒歩10分程度            JR阪和線東岸和田駅から徒歩15分程度</p>
隣地境界の状況	市道、マンション、府立高校に囲まれ境界は確定している。

インフラの状況	上水道	市営水道	有り
	電気	関西電力	有り
	ガス	大阪ガス	有り
	雨水	公共下水道	有り
	汚水	公共下水道	有り
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備にかかる事前協議、開発許可等の必要な手続きは、事業者において行うこと。</li> <li>施設整備にかかる設計・建築にあたって必要となるインフラ、周辺の状況、その他諸規制の各種調査・確認は、事業者において行うこと。</li> <li>地盤調査やそれに伴う地盤改良等必要な場合は、事業者負担において施工すること。</li> <li>事業用地内の電柱の取扱い（協議、電柱敷地料の契約等）については、事業者が関西電力送配電株と行うこと。</li> <li>事業用地では、向かいの中央体育館地で昭和7年から昭和39年頃まで稼働していた市立塵芥焼却場の付属施設（事務所、宿舎及び倉庫）としての利用が幼稚園建設以前に認められたが、土壌汚染対策法における調査の義務がない土地であるため、土壌汚染調査は行っていない。</li> </ul>		
売払条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地及び建物（附属物を含む）は現状有姿のまま引き渡すこととし、建物については、事業者にて解体撤去のうえ、新たな園舎を設置すること。</li> <li>市道野田町3号線に面した擁壁（現地写真参照）については、道路境界を越境しているため、事業者において全て撤去のうえ、道路施設として必要な整備を行うこと。整備方法については、道路管理者と協議すること。</li> <li>市道岸和田泉光寺線側の樹木（現地写真参照）については、道路境界を越境しているため、越境部分を除去すること。</li> <li>市道岸和田泉光寺線側に暗渠があるが、構造物の形状や損耗状況、事業用地への越境の有無等の調査は実施していない。暗渠が事業用地に越境している場合は、岸和田市と無償使用契約を締結すること。若しくは、事業者にて越境部分の暗渠を改修し越境を解消すること。</li> <li>建物の解体撤去費用（処分費を含む）及び新たな園舎の整備費用は、事業者負担とする。</li> </ul>		



土地の現状（配置図）



越境している擁壁及び樹木（現地写真）

※ 現況は事業者において必ず確認すること。

#### （8）現地見学会

事業用地（建物を含む）の現地見学会を実施するので、応募を検討する事業者は、令和4年6月29日（水）午後5時00分までに、「現地見学会参加申込書」をメールで送信すること。

実施日時	令和4年7月1日（金）午後3時～午後5時（予定）雨天決行
集合場所	市立東光幼稚園
メールアドレス	kosuishin@city.kishiwada.osaka.jp
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地見学会に参加を希望する事業者は、事前申込みが必要である。</li> <li>1事業者あたり20分程度を予定している。</li> <li>現地見学の時間を連絡するので、指定された時間内で見学すること。</li> <li>参加者は、1事業者につき2名以内とする。</li> <li>現地見学会での質疑応答は一切受付しない。</li> </ul>

## 2 応募資格

以下の条件を全て満たすこと。

(1) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 令和4年6月1日現在、大阪府内で認可保育所、認定こども園（保育所や幼稚園から移行した場合は移行前の期間も含む）、幼稚園又は企業主導型保育事業所を5年以上運営している社会福祉法人又は学校法人。

② 令和4年6月1日現在、大阪府内で認可保育所、認定こども園（保育所や幼稚園から移行した場合は移行前の期間も含む）、幼稚園又は企業主導型保育事業所を5年以上運営している者が新設する社会福祉法人又は学校法人。ただし、新設の場合は、法人の認可に係る基本条件を満たす見込みがあること（令和6年4月の開園までに設立認可される必要があるため、法人の所轄庁に法人設立の要件等を確認すること。）。

(2) 直近3年間の会計年度において、いずれの年度も債務超過になっていないこと。

(3) 直近3年間、国税及び地方税を滞納していないこと。

(4) 資金計画及び事業計画が確実であること。

(5) 事業を実施するために必要な経済的基礎として、施設整備に要する資金の他、運営費（幼保連携型認定こども園の運営費）の概ね1ヶ月以上に相当する資金を普通預金等に保有していること。

(6) 教育・保育に熱意と理解を持ち、本市の行う教育・保育行政に積極的に協力を行うこと。

(7) 事業者又は事業者が運営する施設について、過去3年間において法令に基づく改善の命令、事業停止等の処分を受けていないこと。また直近に実施された官庁の監査、指導検査等において重要な文書指摘を受けていないこと（ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合を除く。）。

(8) 代表者又は役員が、岸和田市暴力団排除条例（平成25年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない、又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものがいないこと。

### 3 施設整備の条件等

#### (1) 募集から開園までのスケジュール

内容	時期
募集要項の配布	令和4年6月20日（月）午前9時～
現地見学会参加申込期限	令和4年6月29日（水）午後5時00分
現地見学会	令和4年7月1日（金）午後3時～
質問受付期間	令和4年6月20日（月）午前9時～ 令和4年7月8日（金）午後5時00分
質問に対する回答	令和4年7月13日（水）正午
事前登録書提出期間	令和4年7月11日（月）午前9時～ 令和4年7月22日（金）午後5時00分
応募書類提出期間	令和4年7月25日（月）午前9時～ 令和4年8月19日（金）午後5時00分
選定結果通知（一次審査） ※応募事業者多数の場合のみ	令和4年9月上旬～9月中旬
プレゼンテーション	令和4年9月中旬～9月下旬
事業者決定	令和4年9月下旬～10月上旬
基本協定締結	事業者決定後（令和4年10月下旬予定）
施設整備補助金等事前協議	基本協定締結後（令和4年11月中予定）
本市議会（東光幼稚園閉園の議決）	令和4年12月下旬
土地売買・建物譲渡仮契約の締結	令和5年1月中旬～2月上旬
施設整備補助金申請	令和5年1月下旬
本市議会（建物無償譲渡の議決）	令和5年3月下旬
本市当初予算（施設整備補助金）	
採択施設整備補助金内示	令和5年4月上旬（見込み）
土地売買代金の支払い・事業用地の引渡し	令和5年5月上旬～5月下旬
工事（既存建物の解体等を含む）	令和5年6月～令和6年3月末まで
認可申請	令和5年11月末（予定）
開園準備	令和6年3月末まで
開園	令和6年4月1日

※施設整備及び開園準備に係る手続き（認可申請含む。）は全て事業者において行うこと。

※都合によりスケジュールが変更になる場合がある。

#### (2) 土地・建物の条件等

##### ① 土地・建物の売買について

- (ア) 事業用地の購入にあたっては、事業者が直接行うものとする。
- (イ) 事業者決定後、市と事業者間で基本協定を締結後、別途土地売買・建物譲渡仮契約を締結

する。なお仮契約については、令和5年3月末日までに地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づく財産の無償譲渡にかかる本市議会の議決を得た時に、本契約とするものとする。

- (ウ) 売買代金の全額納付があった時に、所有権が移転するものとし、同時に土地及び建物（附属物を含む）を現状有姿のまま引き渡す。
  - (エ) 当該事業用地は認定こども園用地として使用しなければならない。本市の承諾なく目的外に利用した場合又は第三者に転売、転貸した場合、当該事業用地を原状回復の上、買戻しすることとする。
  - (オ) 事業者は仮契約後に、現状有姿のまま引き渡された売買土地・建物に面積の不足、その他契約の内容に適合しないことを発見しても、追完請求、代金減額請求、損害賠償請求又は契約の解除権を行使することができないものとする。
  - (カ) その他定めのない事項については、すべて地方自治法、同施行令、岸和田市財務規則、岸和田市公有財産規則等に定めるところによって処理する。
- ② 施設整備に要する関係機関との協議、各種手続き、それに係る諸費用（土地・建物に関するものを含む。）は、全て事業者の負担とする。
  - ③ 事業者自らが所有する建物において運営すること。
  - ④ 施設整備にあたっては、都市計画法、建築基準法、景観法、消防法、文化財保護法等の関係法令を遵守すること。
  - ⑤ 施設整備工事等に関する施行業者の選定、入札、契約等にあたっては、国庫補助等対象事業であることを考慮して、本市が行う契約手続きの取扱いに準じて行うこと。
  - ⑥ 施設整備費補助については、岸和田市特定教育・保育施設整備費補助金交付要綱及び岸和田市認定こども園施設整備支援事業費補助金交付要綱によるものとする。

#### 4 運営に関する条件等

- (1) 認定こども園の運営にあたっては、児童及び保護者の国籍、信条、社会的身分、障害等を理由に不当な取扱いをしないこと。
- (2) 事業者の代表は、教育・保育に対する高い理念を持ち、本市の教育・保育についてよく理解し、本市の関連施策にも積極的に協力すること。
- (3) 実務を担当する職員は教育・保育について知識又は経験があること。
- (4) 岸和田市障害のある児童の保育実施要領（平成21年1月6日施行）に基づき支援を必要とする児童を受け入れ、対象児童の保育を担う保育士を加配し、児童の発達を保証する保育を提供すること。
- (5) 11時間の開園時間の後、延長保育事業（平日午後6時から午後7時までは必須）を実施すること。
- (6) 調理は自園内で行うこととし、離乳食、アレルギー食等、個々に配慮した「食」の提供及び食育を行うこと。
- (7) 保護者負担となる英語や体操、水泳等のオプション（有料）を義務化することなく、選択制の導入に努めること。
- (8) 業務に従事する職員の資質向上を図るため、保育等に関する必要な研修を行うこと。また本市が実施する研修等に積極的に参加すること。

- (9) 送迎用駐車場（身体障害者用駐車場用を含む）、駐輪場は必要な台数規模を設けるとともに、送迎時の安全確保及び周辺道路への影響の緩和に努めること。なお送迎用駐車場については、別紙「市立中央体育館第2駐車場の利用について」も参照すること。
- (10) 認定こども園の運営にあたっては、地域住民・関係機関との連携・交流を積極的に図り、子育て支援の充実に努め、地域に根ざした運営を行うこと。
- (11) 認定こども園の運営にあたっては、「岸和田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」「大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」「子ども・子育て支援法」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及びその他関係法令等を遵守すること。
- (12) 教育・保育内容の向上に努めるとともに、開設後5年以内に福祉サービス第三者評価を受審し、ホームページ等で公表すること。また本市が行う効果検証の作業に協力すること。

## 5 事業者の選定

### (1) 事業者の選定方法

- ① 岸和田市幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定等委員会（以下「選定等委員会」という。）において、提案内容についての書類審査及びプレゼンテーション（質疑応答を含む。）を実施し、選定等委員会の意見を踏まえ、本市が事業者を決定する。
- ② 応募事業者が多数となった場合、選定等委員会により応募書類に基づく書類審査を実施し、上位3事業者のみをプレゼンテーションの参加事業者とすることがある。なお書類審査を実施する場合、その結果については事業者に通知する。
- ③ プrezentationには本事業の責任者、施設長予定者、会計担当者が出席（最大3名）すること。
- ④ 選定等委員会による審査項目の合計点数が60%（300点／人×委員5名=1500点満点の60%である900点）を超える場合、且つ、各審査項目の合計点数が50%を超える事業者のうち、合計点数が最も高い事業者を、選定候補事業者として決定する。
- ⑤ 採点の結果、同点の場合は、選定等委員会にて協議を行い、選定候補事業者を決定する。

## (2) 審査項目等

審査項目	具体的な視点	書類審査 配点	アセスメント 審査配点
1. 事業者の概要	<p>① 応募の動機 ・本事業に応募した動機を記述すること。</p> <p>② 認定こども園運営にあたっての基本理念・基本方針・目標等 ・認定こども園運営に当たっての教育・保育理念や方針、園の目標等についての考え方を記述すること。</p> <p>③ 岸和田市との連携や協力についての取組み ・岸和田市や市内の幼稚園、保育所及び認定こども園との連携や交流、協力に対する考え方を記述すること。</p> <p>④ 事業者の認定こども園等の運営実績 【様式第3号2】</p>	20	
2. 教育・保育内容	<p>① 教育・保育事業の運営計画及び内容 ・基本理念等を実現するために、どのような教育・保育を実施するのか、児童の生活全体を踏まえた教育・保育内容や行事計画等について、具体的に記述すること。</p> <p>i) 定員設定の妥当性 【様式第4号】</p> <p>ii) 年齢ごとの目標・ねらい、実施内容 【様式第9号4①】</p> <p>iii) 開園日及び開園時間等の考え方や実施方法 【様式第9号4②】</p> <p>iv) 特別な配慮や支援を必要とする児童への対応や取組み ・特別な配慮(貧困世帯や外国人世帯等)や支援を必要とする児童(障害児保育)に対する対応や取組みについて、記述すること。</p> <p>② 給食、調理、アレルギー、食育に対する考え方や取組み 【様式第9号5】 ・給食に対する考え方、実施方法、衛生管理、アレルギー対応、食育への取組みについて、具体的に記述すること。</p> <p>③ 地域や小学校と交流・連携するための取組み 【様式第9号6】 ・地域に根ざした認定こども園であるために、地域や小学校との交流や連携の取組みについて、具体的に記述すること。</p> <p>④ 保護者支援、虐待防止のための考え方や取組み 【様式第9号7】 ・保護者がスムーズに育児を行えるような支援、虐待防止の取組みについて、具体的に記述すること。</p> <p>⑤ 保護者との信頼関係構築のための考え方や取組み 【様式第9号8】 ・保護者との信頼関係を築くための取組みや情報提供等の方法について、具体的に記述すること。</p> <p>⑥ 事故防止、安全、防災に対する考え方や取組み 【様式第9号9】 ・園内外での事故防止対策や安全対策、災害時に備えた避難訓練、不審者対策等の考え方や取組みについて、具体的に記述すること。</p> <p>⑦ 子育て支援事業に対する考え方や取組み 【様式第9号10】 ・地域の児童とその親を対象に、子育ての不安の解消や安心して子育てができる環境づくりを行う方法について、具体的に記述すること。</p> <p>⑧ 事業者が独自に提案する取組みやアピールポイント ・①～⑦の他に、応募事業者の特色、特に力を入れている取組みやアピールポイントがあれば、記述すること。</p> <p>⑨ 運営業務の遂行が困難になった時の対応 ・認定こども園の運営が困難となったときに児童、保護者、その他の関係者に損害を与えないための履行補償に対する考え方、及びそのような事態を招かないための対応について、記述すること。</p>	100	70

3. 教育・保育体制	①園長及び副園長、教頭予定者の経歴	【様式第5号1,2】	50	
	②職員及び配置計画（職員数、資格等）	【様式第5号3】		
	③職員の確保及び採用計画 ・提案する職員配置を達成するための人員確保計画及び採用計画について、具体的に記述すること。	【様式第5号4】		
	④職員の能力向上や研修に対する考え方や取組み ・より良い教育・保育を提供するため、職員の能力向上や研修に対する取組みについて、具体的に記述すること。	【様式第5号5】		
	⑤職場環境の向上、改善に対する取組み(労務管理、離職防止等) ・ハラスメント対策やサービス残業防止等、適切な労務管理及び離職防止対策について、具体的に記述すること。	【様式第5号6】		
4. 施設整備計画	①園舎及び屋内施設整備の考え方	【様式第6】	30	
	②園庭及び屋外施設整備の考え方	【様式第6】		
	③整備スケジュールの妥当性、近隣住民への説明や配慮 ・園舎建設や各種行事等による騒音、送迎時の交通渋滞についての対策や、近隣住民への説明や配慮の方法について、具体的に記述すること。	【様式第6】		
5. 経営管理に関する 状況及び計画	①財政状況の安定性	【様式第7,8,8の2】	30	
	②資金収支の妥当性	【様式第7,8,8の2】		
		計	200	100
		合計		300

### （3）留意事項

- ① 応募資格、運営に関する条件等を満たしていない場合、提出書類の不足や内容に事実と反する記載があった場合又は認定こども園の運営事業者として相応しくない事項がある場合には失格となることがある。
- ② 他の応募事業者の応募内容に関しての問合せについては、直接又は間接の如何を問わず一切応じない。
- ③ 審査結果については、本市ホームページで公表する。
- ④ 本市及び選定等委員会は、一切の異議申し立てには応じない。
- ⑤ 決定した事業者が失格になった場合、次点の事業者を繰り上げて決定することがある。
- ⑥ 審査・選定の公平性を確保するため、事業者決定までの間、当該審査に関して選定等委員会の委員や関係する市職員と接触することを禁止する。

## 6 応募手続き等

### (1) 募集要項等の配布

本市ホームページに募集要項、様式等を掲載しているので、ダウンロードして使用すること。

掲載期間：令和4年6月20日（月）午前9時～

掲載ページアドレス：<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/160/ninko-bosyu2022-1.html>

### (2) 「現地見学会参加申込書」の提出

事業用地での現地見学会の参加を希望する事業者は、「現地見学会参加申込書」を記入の上、メールで参加申込みすること（タイトルは「現地見学会参加申込」とすること）。なお参加者は、1事業者につき2名以内とする。

① 受付期間：令和4年6月20日（月）～6月29日（水）午後5時00分

② 受付場所：岸和田市役所子ども家庭応援部こども園推進課

メールアドレス：[kosuishin@city.kishiwada.osaka.jp](mailto:kosuishin@city.kishiwada.osaka.jp)

③ 現地見学会実施日時：令和4年7月1日（金）午後3時～午後5時（予定）

※ 事業者ごとに見学会の時間（1事業者あたり20分程度）を指定するので、指定された時間内で見学すること。

### (3) 事前登録書の提出

応募を希望する事業者は、次の期間中に電話で連絡の上、事前登録書を直接持参すること。

事前登録書の提出がない事業者は、応募書類を提出することができない。

① 受付期間：令和4年7月11日（月）～7月22日（金）平日午前9時～午後5時00分

② 受付場所：岸和田市役所子ども家庭応援部こども園推進課

### (4) 応募書類等の受け付け

応募書類を提出する際は、次の期間中に電話で連絡の上、直接持参すること。

① 受付期間：令和4年7月25日（月）～8月19日（金）平日午前9時～午後5時00分

② 受付場所：岸和田市役所子ども家庭応援部こども園推進課

### (5) 提出書類

① 別紙提出書類一覧表（様式第2号）のとおり。

② 様式の指定がある場合、必ず指定の様式を使用すること。必要に応じて、別途書類を求める場合がある。

③ 正本1部、副本10部の合計11部（1部ずつA4ファイルに綴じること。また提出番号を記入したインデックス等で表示すること。）。提出書類等はデータファイル（ワード、エクセル、PDF）でも提出すること。なおデータ提出にあたってはCDにて提出すること。

（ア）応募に関して要した資料作成に係る経費については、全て事業者の負担とする。また提出書類等については、審査・選定後も返却しない。

（イ）提出書類等については、岸和田市情報公開条例（平成12年条例第9号）等の関連規定により公開する場合がある。

### (6) 質問の受付

① 原則として、電話、来訪等口頭による質問は受け付けない。

② 質問がある場合、令和4年7月8日（金）午後5時00分までに別紙質問票をメールで送信す

ること。なお、審査・選定基準に関する質問は一切受け付けない。

メールアドレス：kosuishin@city.kishiwada.osaka.jp

- ③ 質問及び質問への回答は、令和4年7月13日（水）正午より本市ホームページにて公表する。
- ④ 公表した回答を事業者が確認しないことによる不利益について、本市は責任を負わない。

## 7 その他

- （1）応募するにあたっては、現地（事業用地）を確認の上、整備計画、資金計画、運営計画等を考慮し、事業者での理事会等において施設整備の承認を受けておくこと。
- （2）決定された事業者は、本市の承諾なしに本事業を中止できないものとする。
- （3）本事業の事業者に決定した時は、事業者が本市で運営する既設の認定こども園等を廃止しないこと。
- （4）選定された事業者の計画内容の変更は原則認めない。ただし教育・保育の質の向上につながるもの、天災等不可抗力によるもの、施設の実施計画に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、市と協議の上、認めるものとする。
- （5）認定こども園整備にあたっては、事業者は誠意をもって近隣住民の住環境への適切な対策を講じ、必要に応じ説明会を開催し、理解を得、住民の安全確保等を図ること。
- （6）選定結果については、大阪府安心こども基金、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の採択及び関連議案を含む本市補助金予算が本市市議会議決後に正式決定となるため、大阪府安心こども基金、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金が不採択、又は予算、関連議案等が市議会において議案が不成立の場合、本事業を延期又は中止する場合がある。
- （7）開園予定日に児童の保育を実施できない場合、そのことにより生じる一切の責任や損害は事業者が負担する。
- （8）定めのない事項が発生した場合については、本市と事業者で協議して誠意をもって課題の解決を図ること。

## 別紙

### 市立中央体育館第2駐車場の利用について

事業用地の西側（岸和田市野田町三丁目 309 番1他）に位置する「市立中央体育館第2駐車場（以下「体育館駐車場」という。）」の利用について、幼保連携型認定こども園設置運営事業事業者（以下「事業者」という。）が、利用条件を満たしたうえで、当該駐車場の管理者（以下「管理者」という。）に対して申請を行うことで、有料にて利用が可能となります。

体育館駐車場の利用を検討する場合、下記の内容を踏まえ応募してください。

- ※ 管理者との利用契約は一年ごとの更新を想定しています。ただし、将来において更新を保証するものではありません。
- ※ 利用条件として体育館で開催されるイベント等のための年間数日程度の使用制限が発生いたします。
- ※ 安全管理のため、朝夕の体育館駐車場利用時間内は駐車場出入口等に職員を配置してください。
- ※ 事業者において別途駐車場を確保することが可能な場合、この体育館駐車場を利用する必要はありません。

#### 記

##### 1. 支払料（案）について

- (1) 利用目的 幼保連携型認定こども園の保護者送迎用の駐車場として使用
- (2) 利用時間 7～9時、16～18時（土日・祝日を除く）
- (3) 利用駐車想定数 15台
- (4) 支払料（案） 1年で120,000円程度

##### 2. 留意事項

- (1) 本資料は作成日現在（令和4年4月）における管理者との協議内容のため、今後変更になる可能性があります。
- (2) 幼保連携型認定こども園の運営のために体育館駐車場を利用したい場合は、事業者として決定を受けた後、事業者・管理者・こども園推進課と月額支払料や利用に際しての留意事項等を含め、必要事項を協議することとします。

※ 応募書類を提出するにあたり、上記1(3)の支払いを見込む場合は、応募書類の様式第8号（「認定こども園運営資金計画書」）の「2 支出」・「管理費」欄の「体育館駐車場支払料」を120千円として計上してください。

1台あたり100円／時間を基本。朝夕の送迎で計20分駐車。

- ・ 1日当たり  $33.3\text{円} \times 15\text{台} \times 20\text{日}$ （平日）  
= 9,990円
- ・  $9,990\text{円} \times 12\text{カ月} \approx 120,000\text{円}$



駐車場位置図